

四日市市上下水道局告示第8号

地方公営企業法第33条の2（昭和27年法律第292号）において準用される地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金事務を指定公金事務取扱者に委託したので、四日市市水道事業会計規程（平成5年四日市市水道局管理規程第4号）第8条の3第3項の規定、四日市市下水道事業会計規程（平成17年四日市市上下水道局管理規程第4号）第6条の3第3項の規定及び四日市市農業集落排水事業会計規程（令和6年四日市市上下水道局管理規程第9号）第6条の3第3項の規定に基づき、告示する。

令和7年3月14日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所または事務所の所在地

名称	住所または所在地
株式会社三十三銀行	三重県四日市市西新地7番8号
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-6-7 日本橋日銀通りビル5階
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社 ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5-1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1-11-2
ウェルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東10丁目11番地4号
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町1-2-2

2 指定公金事務取扱者に委託した収納に関する事務に係る歳入  
水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料

3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日  
令和7年3月12日

4 指定公金事務取扱者に委託をした日  
令和7年4月1日

5 公金事務の委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(上下水道局管理部お客様センター)